

# 公益社団法人競走馬育成協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人競走馬育成協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 協会は、競走馬の育成調教及び飼養管理等の育成調教技術の改善向上を通じて、丈夫で強い馬づくりや育成調教技術者の養成及び育成調教牧場への就労の支援を図り、もって競馬の健全な発展と地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競走馬の育成調教技術の向上に関する普及、啓蒙及び指導
- (2) 競走馬の育成調教に関する調査及び研究
- (3) 競走馬の育成調教に係わる人材の確保に関する支援
- (4) 競走馬の育成調教経営における支援
- (5) 競走馬の育成調教に係わる国際交流
- (6) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第 5 条 協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

## 第2章 会 員

(種 別)

第 6 条 協会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 競走馬の育成調教施設を有する者又は育成調教業に従事している者で、協会の目的に賛同して入会した個人または法人
- (2) 準会員 協会の目的に賛同して入会した個人または法人
- (3) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会した個人または法人

(4) 名誉会員 協会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者  
(入 会)

第 7 条 正会員、準会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定めるところにより入会申込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会は、総会において別に定める基準により、理事会においてその承認の可否を決定し、これを当該申込みをした者に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員及び準会員は、協会の事業活動に恒常的に生じる費用に充てるため、総会において定めるところにより入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定めるところにより賛助会費を支払わなければならない。

3 前 2 項の規定により会員が支払った金品及びその他の抛出金品は、会員資格を喪失した場合であっても、これを返還しない。

4 名誉会員には、入会金及び会費を免除する。

(任意退会)

第 9 条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 10 条 協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会における議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名が議決されたときは、その旨を当該会員に対し通知するものとする。

(資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(2) 第 8 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき。

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(4) 総正会員の同意があったとき。

(会員としての権利及び義務の取扱い)

第 12 条 会員が前 3 条の規定により会員でなくなったときは、協会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

### 第 3 章 総 会

(構成)

第 13 条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

(1) 入会の基準並びに会費等及び賛助会費の額

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の選任及び解任

(4) 理事及び監事の報酬等の額及び支給の基準

(5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(6) 定款の変更

(7) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け

(8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分

(9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第 16 条第 2 項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第 15 条 協会の総会は、定時総会及び臨時総会とする。

2 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、総会の開催日の 1 週間前までに、正会員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、当該総会の開催日の 2 週間前までに通知を発しなければならない。

3 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

4 会長は、前項による請求があったときは、その請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(定足数)

第 17 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第 18 条 総会の議長は、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 20 条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の決議によって行わなければならない。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。ただし、理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を、それぞれ選任することとする。

(書面若しくは電磁的方法又は代理人による議決権の行使)

第 21 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって議決権を行使し、又は代理人によって議決権を行使することができる。

2 前項の議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使は、当該総会の開催日の前日までに協会に到達しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証明する書面を協会に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、当該総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席正会員のうちから選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

## 第4章 役員等

(定数等)

第 23 条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 8名以上 13名以内

(2) 監事 1名又は2名

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって、正会員のうちから各々選任する。ただ

し、総会で必要と認めるときは、会員以外の者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、協会の理事又は使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令に定める特別な関係にある理事者の合計数は、理事総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより協会を代表し、その業務を執行する。なお、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、速やかに理事会を開催し、新たな会長を選定する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、総会及び理事会の招集並びに理事会議長の職務を代行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、協会の業務を執行する。また、副会長に事故があるとき又は副会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の満了前に退任した役員の前補欠として選任された役員の前任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員として選任された理事の前任期は、現任者の任期の満了する時までとする。ただし、監事についてはこの限りでない。
- 5 役員は、第23条第1項で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後において

も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(解任)

第 28 条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 29 条 役員に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項に定めるもののほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会で別に定める。

(取引の制限)

第 30 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする協会との取引

(3) 協会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における協会とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第 31 条 協会は、役員的一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(名誉会長、相談役及び顧問)

第 32 条 協会に名誉会長、相談役及び顧問を若干名置くことができる。

2 名誉会長、相談役及び顧問は、理事会の決議を得て任期を定め、会長が委嘱する。

3 名誉会長、相談役及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長、相談役及び顧問の職務)

第 33 条 名誉会長、相談役及び顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 34 条 協会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権 限)

第 35 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則、規程、要綱等の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか協会の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(開 催)

第 36 条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 理事会は、定例理事会として毎事業年度 2 回開催するほか、次のいずれかに該当する場合に臨時理事会として開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 法令で定めるところにより、会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき、又はその請求した理事が招集したとき。
- (3) 法令で定めるところにより、監事から会長に招集の請求があったとき、又はその請求をした監事が招集したとき。

(招 集)

第 37 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により理事又は監事が招集する場合を除く。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、招集の通知を発しなければならない。
- 3 会長は、前条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により理事又は監事から理事会の招集の請求があった場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集の通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議 長)

第 39 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決 議)

第 40 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 25 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

## 第 6 章 委員会

(委員会)

第 44 条 会長は、協会の事業を推進するために必要と認めるときは、理事会の決議を得て、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会の決議を得て、会長が委嘱する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 7 章 事務局等

(事務局)

第 45 条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局に、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の決議を経て、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第 46 条 協会は、法令で定めるところにより、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事及び監事の名簿

(5) 理事及び監事の報酬等の支給の基準

(6) 理事会及び総会の議事に関する書類

- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書
- (10) 監査報告
- (11) その他法令で定める書類及び帳簿

2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めによる。

## 第8章 財産及び会計

(財産の管理及び運用)

第47条 協会の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第48条 協会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第49条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 前3号に掲げるものの附属明細書
- (5) 財産目録
- (6) その他法令等で定められた書類

2 会長は、理事会の承認を受けた前項の書類(第4号の書類を除く。)について、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第1項各号の書類は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第50条 協会が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の承認を受けなければならない。

2 協会が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ承認を受けなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第51条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内

閣府令第 68 号) 第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

## 第 9 章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第 52 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 53 条 協会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第 54 条 協会は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号に規定する事由によるほか、総会の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 55 条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「公益認定法」という。）第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときには、これに相当する額の財産を、公益認定の取消しの日又は合併の日から 1 ヶ月以内に、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上の決議により、同法第 5 条第 17 号に掲げる者に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 56 条 協会が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の 3 分の 2 以上の決議により、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる者に贈与するものとする。

## 第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 57 条 協会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 58 条 協会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公 告)

第 59 条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 1 1 章 補則

(委 任)

第 60 条 法令及びこの定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 協会の最初の代表理事及び業務執行理事は、次に掲げる者とする。

代表理事 武田暁朗

業務執行理事 和田隆一、荻野 豊、二階堂純信

空 白